

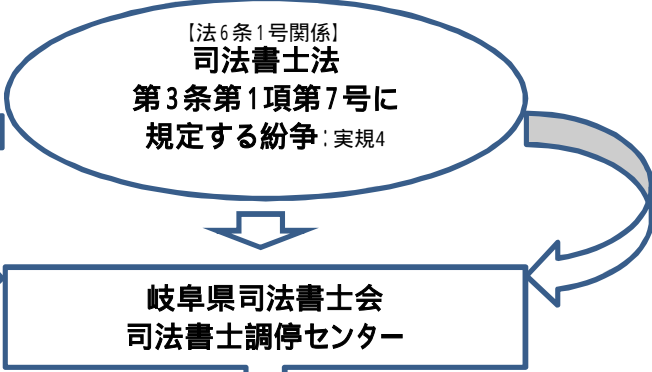
岐阜県司法書士会司法書士調停センター

設規 = 設置規則
 実規 = 実施規程
 運規 = 運営規程
 手規 = 手数料規程
 文規 = 文書管理規程
 苦規 = 苦情窓口の設置に関する規程

司法書士事務所等

総合相談センター 法律相談:実規10

運営管理者:設規6各号
 事務担当者:実規3-1-5
 運営委員会:運規4-1
 候補者:実規3-1-6
 事務局職員:運規12



受付・利用申込

事務局職員受付 事務長への報告 事務長による事務担当者選任:実規11-2・12-1
 事務担当者から利用希望者への概要説明 事務長への報告:実規12-3・12-4

[法14条関係]

事務担当者による説明:実規13-1
 非該当事案に対する必要措置:実規13-2

利用希望者への説明

[法6条8号、15号関係]

利用希望者が調停申立書を事務局に提出:実規14
 申立手数料10,000円(税別)・第1回期日手数料納付:手規4

調停手続申立

事務長による審査:実規15

審査

組織:運規4
 運営委員会

不受理決定

実規15-1

受理決定

受理不受理の求意見:実規15-3

実規15-2

[法6条6号関係]

事務長からセンター長・事務担当者への決定内容の通知 申立人への通知:実規15-4、5
 センター長が手続実施者選任:実規17 1 [法6条2号関係]

実規16

調停手続開始

手続実施者選任

排除・忌避・回避・辞任・解任

[法6条2号関係]
 選任基準:実規17 2
 手続実施者名簿:運規7・8

排除:実規18・忌避:実規22・回避:実規23・辞任:実規24
 解任:実規18 3 後任者選任:実規18 4・22 8・24 5
 [法6条3号、4号関係]

[法6条6号、9号関係]

センター長 事務担当者 相手方:実規19-1

相手方への通知

[法14条関係]

説明

実規19 3

資料の取扱い
 [法6条9号関係]
 実規36、文規

応諾

実規20
 [法6条9号関係]

拒絶

実規21

センター長の終了決定:実規21-4

第1回期日指定

事務担当者による日程調整:実規25-1

手続終了

調停実施

[法6条15号関係]

利用契約の締結:実規27
 期日手数料納付10,000円(税別):手規5
 調停の進行:実規28

第1回期日
 第2回期日
 第3回期日
 ……

[法6条12号関係]

取下:実規30
 離脱:実規31

取下(申立人) 離脱(相手方)

期日回数等の限度:実規26

[法6条13号関係]
 ・和解の見込みなし
 ・その他の理由

実規32 1
 実規33 1

センター長による終了決定:実規32 3・33 3

手続終了

和解(合意)成立

実規29 7

[法6条15号関係] 調停合意書作成:実規29-1~5

合意成立手数料30,000円(税別):手規6

[法6条6号関係] 調停合意書の交付・送付:実規29-6

手続の進行 [法6条7号関係]